

報告 7

三次市学びの支援活動推進事業補助金交付要綱の一部を改正する
告示について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）
第 25 条第 3 項の規定により，三次市学びの支援活動推進事業補助金交
付要綱の一部を改正する告示について，別紙のとおり報告します。

令和 3 年 3 月 22 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由